

フコク生命の 財形年金積立

財形年金積立保険

1 便利な非課税扱の貯蓄です。

払込保険料累計額の最高限度額は385万円です。お受取りになる年金は非課税です。

2 生涯年金をお支払いします。

10年保証期間付きの終身年金(定額型)も選択できます。

3 災害保障付きなので安心です。

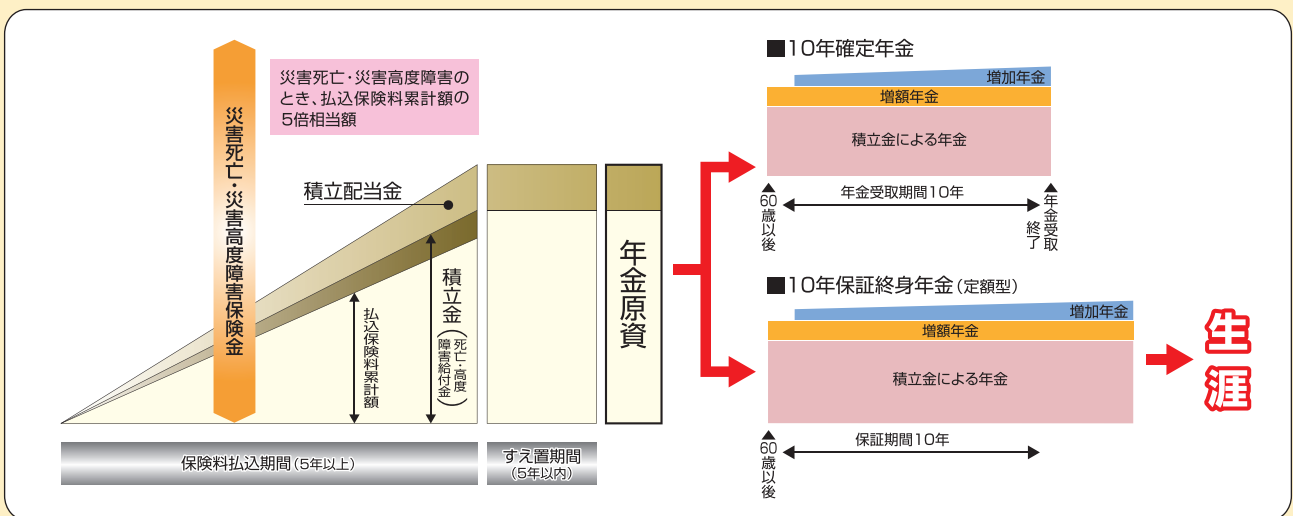
年金お支払開始前に、万一災害で死亡・高度障害のときは、払込保険料累計額の5倍相当額の災害死亡・災害高度障害保険金をお支払いします。

4 便利な給与引去りです。

保険料は給与や賞与から引去りされますので、確実に老後の資金準備ができます。

5 住宅融資が受けられます。

マイホームの購入資金に公的融資をご利用できます。



受取年金額例表

- 男性、月払
- 59歳保険料払済
- 60歳年金支払開始
- すえ置期間1年
- 月払保険料10,000円につき

契約年齢	払込期間	払込保険料累計額	年金原資	10年保証終身年金(定額型)	10年確定年金
				積立金による年金額	積立金による年金額
40歳	19年	228万円	約253.7万円	約11.3万円	約26.8万円
41	18	216	238.8	10.6	25.2
42	17	204	224.1	10.0	23.7
43	16	192	209.6	9.3	22.1
44	15	180	195.3	8.7	20.6
45	14	168	181.2	8.0	19.1
46	13	156	167.2	7.4	17.6
47	12	144	153.4	6.8	16.2
48	11	132	139.7	6.2	14.7
49	10	120	126.2	※	13.3
50	9	108	112.9	※	11.9

※取り扱わないため表示していません。

25.1

すてきな未来応援します

フコク生命

必ずお読みください。

「受取年金額は変動(増減)します。」

- 記載の受取年金額は、現在の予定利率1.5%(平成25年1月現在)が年金開始時までそのまま推移したと仮定して計算したものです。財形法の改正または著しい経済変動その他の事情の変更により特に必要があると認めるときは、主務官庁の認可を得て、予定利率等を将来に向かって変更することがあります。したがって、記載の受取年金額は将来の受取額をお約束するものではありません。
- 配当金額は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- 毎月保険料をお払込みいただくご契約の場合、ご契約後34ヵ月以内に解約されますと、解約返戻金は払込保険料累計額より少なくなります。
- 記載の数値は積立配当金額、配当による年金額(増額年金・増加年金)を含んでおりません。

- 配当金が支払われる場合は次のお取扱いとなります。
 - 年金支払開始日以前:年金支払開始日以前にお支払いする配当金は、会社所定の利率で積み立て、年金支払開始日に積立金による年金の増額(増額年金)にあてますが、この利率は経済情勢により変動(上下)することがあります。
 - 年金支払開始日後:年金支払開始日後にお支払いする配当金は、年金の増額(増加年金)にあて、積立金による年金および増額年金とあわせてお支払いします。

積立金による年金……年金支払開始日までに積み立てられた積立金による年金です。
 増額年金……年金支払開始日までに積み立てられた積立配当金による年金です。
 増加年金……年金支払開始2年目以降の配当金により増額された年金です。

- 年金額は、年金開始日直前における積立金および積立配当金の金額にもとづき、その時点の計算基礎率(予定利率)により計算されます。

ご契約に際して

- 契約の形態
契約者、被保険者、年金受取人は同一の勤労者とします。
- 1人1契約
1人1契約(指定の1金融機関)に限ります。
- 責任開始日
事業主が第1回保険料を賃金から控除した日から、当社は保険契約上の責任を負います。
- 保険料のお払込み
保険料は賃金からの控除により保険期間中定期にお払込みいただけます。なお、保険料の払込期間は5年以上です。
- 配当金について
 - 年金支払開始日以前
 - ご契約後2年目からの配当金は所定の利率で積み立てておき、年金支払開始日に増額年金に充当します。
 - 災害死亡保険金等のお支払いにより保険契約が消滅したとき、積立配当金は災害死亡保険金等とあわせてお支払いします。
 - 積み立て配当金を途中で払出しすることはできません。
 - 年金支払開始日後
年金支払開始日後の配当金は増加年金に充当します。
- 契約内容の変更について
ご契約後、保険料払込期間中に限り、当社の定める範囲で、保険料払込期間、保険料の増減額、年金支払開始日および年金支払期間等の変更をすることができます。
- お支払いする年金の種類について
年金の支払方法には、次の3つの方法があります。
 - 10年保証終身年金(定額型)
年金支払開始日までに積み立てられた責任準備金をもとにして、年金を一生お支払いします。年金開始後10年間の保証期間中に、被保険者が死亡された場合は、残余期間の年金現価を法定相続人にお支払いします。
 - 確定年金
保証期間中は被保険者の生死に関係なく年金をお支払いします(保証期間中に被保険者が死亡された場合は、残余期間の年金現価を法定相続人にお支払いします。)
 - 10年保証終身年金(逓増型)
積立金による年金が毎年5%ずつふえていく年金です。
- 年金の上乗せ給付について
年金支払開始後、被保険者またはその配偶者が所定の身体障害状態に該当している場合、年金支払期間を短縮することにより、それ以降の年金額を多くすることができます。
- すえ置期間について
保険料払込から年金支払開始まですえ置期間(5年以内)を設けることができます。

- 退職時等のお取扱い
契約者が退職や転職により、保険料を賃金から控除できなくなった場合は、退職や転職の日から2年以内に解約の手続きをしていただくことになります。ただし、転職先または再就職先で財形制度が採用されている場合には(当社以外の金融機関等も含みます)、2年以内に手続きをしていただきますと、ご契約を継続できますので、勤務先にご相談ください。また、満55歳で退職する場合、保険料をすでに5年以上払込されているときは、保険料払込期間・年金支払開始日を変更することができます。この場合、以後の保険料払込をせず5年後の満60歳から年金をお受取りになることもできますので、退職日までにお申し出ください。
- 災害死亡・災害高度障害保険金のお支払
被保険者が責任開始日以後の災害・不慮の事故等によりその発生日から180日以内でかつ、年金支払開始日前に死亡・高度障害となられたときは、発生日における払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡・災害高度障害保険金としてお支払いします。
- 次の場合には災害死亡・災害高度障害保険金をお支払いできません
 - 被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為のとき
 - 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - 戦争その他の変乱や地震、噴火または津波によるとき
 - 災害死亡保険金については死亡給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
- 解約について
ご契約後34ヵ月以内に解約した場合、返戻金は払込保険料累計額より少なくなります。なお、終身年金の年金支払開始後の解約はできません。ただし確定年金の場合には、年金支払開始後も解約することができます。
- お取扱いできない各種制度について
契約者貸付、保険料の自動貸付、保険料払込免除、延長保険への変更は、お取扱いしませんのでご注意ください。

税法上のお取扱い

- ご契約できる保険料の最高限度は、保険料払込期間を通じて払込総額385万円までです。なお、非課税申告額を超える積立はできません。
- 「財産形成非課税年金貯蓄申告書」記載の最高限度額は385万円までで、財形住宅貯蓄契約の「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」記載の額とあわせて550万円までです。
- お受取りになる年金は非課税ですが要件違反の場合には課税(災害その他やむを得ない事情を除いて)されます。(一時所得扱)
※払込保険料は、生命保険料控除の対象とはなりません。

の財形要融資制度

財形持家個人融資	
貸付対象者(抜粋)	財形貯蓄等を継続して1年以上積立て、その残高が50万円以上の方。
貸付金の対象	住宅の新築・購入(中古を含む)・増改築資金、土地の取得資金(住宅資金と同時融資が条件)
融資限度額	住宅の建設費または購入費の90%以内で財形貯蓄残高の一律10倍で最高4,000万円まで(財形貯蓄残高は、財形年金貯蓄・一般財形貯蓄・財形住宅貯蓄の残高も通算されます)。
融資の手続き	独立行政法人勤労者退職金共済機構からの事業所を通じた融資と独立行政法人住宅金融支援機構からの直接融資があります。

※手続き、利率等につきましては、貴社の厚生担当者または独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、同業務を取扱っている金融機関にお問合わせください。この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
 (社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)
 なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

富国生命保険相互会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
 フコク生命のホームページ <http://www.fukoku-life.co.jp>
 フコク生命 法人サービス部 財形担当
電話 0476-47-5207
 受付時間 平日9:00~17:00(12/30~1/3を除く)

担当者